

**令和 7 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業に係る業務委託の企画提案
質問への回答**

番号	質問項目	質問内容	回答
1	業務委託仕様書第 4 の 1 (3) オ	県内で実施するセミナーの共催機関とは、どのような機関を想定していますか。	共催機関は、県内に所在する金融機関を想定しております。
2	業務委託仕様書第 4 の 1 (3) エ	個別商談を行う県内市町村および関係機関の数はどのくらいを想定していますか。	市町村、関係機関併せて 10 ブース程度の出展を想定しています。 ただし、市町村への出展希望調査の結果、増減が生じる可能性がありますのでご承知おき願います。
3	業務委託仕様書第 4 の 2 (3)	発注者が想定している参入候補農地の候補はありますか。ある場合、参入候補地の市町村をご教示ください。	県が想定している参入候補農地はございます。 しかし、当該農地情報につきましては、市町村から、公表を前提として得たものではないため、契約締結後に、委託事業者様へのみの提示とさせていただきます。
4	業務委託仕様書第 4 の 5 (3)	市町村等関係機関との情報共有及び連携について、必要に応じて埼玉県からの依頼文書発出等の協力依頼はお願いできますか。	イベント開催等に必要な市町村等関係機関との調整において、県からの依頼文書発出が必要と判断される場合は、対応いたします。
5	業務委託仕様書第 4 の 4	ポスターやチラシ作成とありますが、用紙・サイズ・パターン数・枚数・配布先などの要件は定められていますか。	広報物の規格等の詳細は定めておりません。契約締結後、委託事業者様との協議を踏まえ検討いたします。
6	業務委託仕様書第 4 の 1	セミナーについては、オンラインの併用（ハイブリッド開催）が可能か。	セミナーにつきましては、対面開催を原則としますが、ハイブリッド開催とすることにより、イベント効果をさらに高めると判断される場合は、対面開催に加えオンラインの併用を検討いたします。

番号	質問項目	質問内容	回答
7	業務委託仕様書第4の2	本業務の実施に当たって、実施者、あるいは現地ツアーの企画・運営を貴県の事前承諾を得て再委託して行う場合、当該再委託を受けた者は旅行業の登録が必要か。 現地ツアーの企画・運営を本事業で行うことは、「旅行業法2条1項に掲げられた行為を、報酬を得て、事業として行う」と整理されるか。 そのような整理であれば、旅行業の登録が必要であると判断される可能性が高い一方、業務委託者として支払いを行う貴県は、参加者や運送サービス等提供者とは無関係の第三者であり、本事業における現地ツアーの企画・運営は「報酬を得て」行う行為には当たらない、あるいは、観光庁の通知により「自治体がツアー実施に伴う業務の一部を旅行業者ではない民間業者に委託する場合、自治体の実質的に企画・運営に関与しており、営利性・事業性がないと総合的に判断される場合」は、事業実施者は旅行業の登録を必要とされないと整理することも可能かと思料する。	観光庁発出通知(平成29年7月28日付観観産第173号)において、「県等自治体の実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性・事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解される」とされており、本事業に係る委託業務内容の「2現地ツアー」は、これに該当するものと判断されます。 このため、御質問の通り、本業務の実施に当たっては、実施者又は再委託者については、必ずしも旅行業の登録業者である必要はありません。
8	業務委託仕様書第4の1及び2	セミナーの講師、事例発表者、現地ツアーで視察する「候補地」が備える条件として、貴県が考える「理想的な条件」は何か。(例;「埼玉県で県内へ農業参入を果たし、地域の担い手として農業に取り組んでいる企業又は農業法人」が多数ある場合、どのような企業・法人を発表者として望むのか)	セミナー講師につきましては、講師自身又は講師が所属する組織の農業参入実績(経験)の有無に関わらず、企業の農業参入の実態や課題に関する幅広い知見に基づき、参加者へ適切な指南のできる人材を想定しております。 事例発表者につきましては、参入目的や経緯、参入に向けた取組等について、参加者が参考に資することのできる要素をより多く有すると考えられ、自身の経験に基づき明確に説明いただける方を想定しております。 参入候補地につきましては、県が把握している候補農地又は県内市町村から視察先としたいとの希望が出された候補農地の中から、立地、交通アクセス等の利便性、周辺環境等が比較的良好である農地を選定することとしております。提案者様から、具体的な参入候補農地のご提案をいただくことは想定しておりません。

番号	質問項目	質問内容	回答
9	企画提案書に係るプレゼンテーションの日時について	6 月 6 日のプレゼンテーションの時間帯は何時～何時を予定していますか。	プレゼンテーションは令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 2 時から 4 時までの間での時間を指定いたします。
10	企画提案書に係るプレゼンテーションの日時について	時間帯の中で、提案者が時間枠を選ぶことは可能でしょうか（提案書提出順で枠を指定可能などあればお伺いしたいです）	原則として、提案者様には、県が指定する時間帯でのご対応をお願いします。
11	企画提案書に係るプレゼンテーションの日時について	提案者の都合により 6 月 6 日のプレゼンテーションが難しい場合、別日または別時間での設定はご相談可能でしょうか。	提案者様の都合によりプレゼンテーションを欠席された場合は、別日または別時間での機会は設けません。